

3. 算定基礎届の提出について

被保険者の方々の保険料の基礎となる標準報酬月額を決定するために、毎年、7月1日（法令上の提出期間7/1～7/10）より算定基礎届を提出していただいておりますが、令和6年度も昨年同様提出会場は設営せず、**電子申請又は郵送**によるご提出方法でお願いいたします。

算定基礎届の用紙につきましては、5月頃に事業主宛に送付いたします「**算定基礎届用紙依頼書**」をご回答いただきますと、被保険者氏名等を印字した用紙（印字なしも可）を配布いたします。

【注意事項】

令和2年度より、8月及び9月月額変更届予定者については、算定基礎届の提出を不要とする取扱いとしております。

当組合が配布する算定基礎届総括表裏面に8月及び9月月額変更届予定者の記載箇所を設けてありますので、番号と氏名を記載していただきますようお願いいたします。

実際に月額変更届に該当しなかった場合には、その時点で算定基礎届をご提出いただきますのでよろしく申し上げます。

なお、算定基礎届、月額変更届の作成にあたっては、

- ①被保険者の報酬は労働の対償として支払われるすべてのものが含まれること。
- ②固定の基本給や各種手当（役職、通勤、住居、扶養、社会保険料補填 など）の変動によって月額変更届が必要となる場合があること。

2点をご留意のうえ、届出漏れのないようお願いいたします。

「**届出用紙**」「**算定の手引き**」については、6月中旬に各事業所に郵送いたします。

ご質問等がございましたら、業務部適用課（03-3292-5005）、大阪支部業務課（06-6944-4300）

までお申し出ください。

